

# 赤磐市地域公共交通計画調査業務に係る受託者選定プロポーザル実施要領

## 1. 趣旨

赤磐市地域公共交通計画の策定調査にあたり、より効果的で実現性の高い計画を策定するため、道路運送法等に関する専門的な知識に加え、創造性や技術力・問題解決力に優れた事業者を選定するため、公募型プロポーザルを実施する。

## 2. 業務概要

### (1) 業務名

赤磐市地域公共交通計画調査業務

### (2) 業務の目的

赤磐市では、「人とまちをつなぎ、暮らしを支え続けるみんなの公共交通」を基本理念に、平成31年2月に赤磐市地域公共交通網形成計画（以下、「網計画」という。）を策定し、公共交通の確保維持を推進している。

全国的に、自家用自動車への依存の高まりや人口減少が進む中、バスや鉄道利用者が減少し、路線バスや鉄道の減便・廃止等、公共交通事業を取り巻く環境が年々厳しさを増している。さらに長引く新型コロナウイルスを契機に、感染抑制のための利用減少に加えリモートワークなど新しい働き方が浸透するなど生活スタイルも変容し公共交通の維持は容易ではなくなってきている。

本市においても例外ではなく、市民生活の確保・維持のために市民の通勤・通学・買い物・通院等に考慮し、地域の特性に合わせた利便性が高い持続可能な公共交通網の構築が喫緊の課題となっている。

本業務は、令和5年度に期間満了を迎える網計画の実績や評価を踏まえ、地域の特性に応じた生活交通の確保を推進するとともに持続可能な公共交通ネットワークの構築を図るため、後継計画として令和2年1月に施行された「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」の改正法により策定が努力義務化された、公共交通のマスタープランとなる「赤磐市地域公共交通計画」の策定のために必要となるデータの整理・分析・考察を行い、計画案策定支援等を目的として行うものである。

### (3) 業務の内容

網計画に基づく、令和3年度実績について検証する。

また、「地域公共交通計画」の策定にあたり、本市の地域特性や市域内における公共交通等の現状、需要を分析し、今後の課題を整理するとともに、解決策の立案、目標値の設定、管理など、専門的な分析や評価手法による調査を行うものである。

調査にあたっては、現行の「網計画」の実績や評価を踏まえるとともに、市民アンケートや事業者ヒアリング等を行う。

詳細は、別紙「赤磐市地域公共交通計画調査業務仕様書」によることとする。

### (4) 履行期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

### (5) 提案上限額

6, 900, 000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※ 但し、この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すものであることに留意すること。また、提案価格は、上記予算額を超えてはならない。

### 3. 参加資格

本提案への参加資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 赤磐市長から建設工事等入札参加資格者に係る指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 赤磐市建設工事等暴力団排除対策措置要綱（平成18年赤磐市告示第114号）に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 地方公共団体の交通計画、公共交通の活性化に関する調査・研究、バス交通・バス路線の再編に関する調査・研究等の実績を有する者。
- (7) 中国・四国地方、兵庫県に営業拠点（本支店・営業所）があること。
- (8) 国税及び地方税を滞納していないこと。

### 4. 参加申込手続き

参加を希望する事業者は、企画提案書等の提出期限内に、次に掲げる書類を提出する。

#### (1) 提出書類及び部数

- ア 提案参加申込書（様式第1号） 1部
- イ 誓約書（様式第2号） 1部
- ウ 委任状（代理人を定める場合）（様式第3号） 1部
- エ 会社概要（資本金、年商、組織図、業務資格、事業内容等） 1部
- オ 業務実績（過去概ね3年以内の公共団体の類似業務実績を記載したもの） 1部
- カ 令和3年度指名願を提出していない事業所においては、赤磐市建設工事等指名競争入札参加資格審査要綱に基づく同等の書類一式 1部

※任意様式は原則としてA4版とする。（A3判による折り込み頁の挿入は可とする。）

#### (2) 提出期限

令和4年4月19日（火）から令和4年4月28日（木）

#### (3) 提出方法

持参又は郵送すること。

なお、持参の場合は、各日とも午前9時から午後5時までとする。ただし、赤磐市の休日を定める条例（平成17年赤磐市条例第2号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）を除く。また、郵送の場合は、令和4年4月28日（木）午後5時必着とし、簡易書留に限る。

なお、封筒の表には本件プロポーザルに係る書類が入っていることがわかるように記載すること。

(4) 提出場所

〒709-0898 岡山県赤磐市下市344番地

赤磐市地域公共交通会議事務局（赤磐市総合政策部政策推進課政策企画班）

(5) 参加資格審査結果通知

①参加資格審査結果の通知は、令和4年5月6日（金）までに書面にて通知する。

②参加資格を有しないことの通知を受けたものは、その通知を受けた日から3日（市の休日を除く。）以内に、公募型プロポーザル提案参加不適合理由の説明要求書（様式第4号）により説明を求めることができる。

③②の説明を求められたときは、原則として説明を求めることができる期間の最終日（市の休日を除く。）から起算して5日以内（市の休日を除く。）に回答書により回答するものとする。

## 5. 質疑の受付及び回答

(1) 受付期間

令和4年4月19日（火）から令和4年4月26日（火）午後5時まで。

(2) 受付方法

質疑のある提案参加者は、質問内容を質問書（様式第5号）に記入の上、令和4年4月26日（火）午後5時までに電子メールにて赤磐市総合政策部政策推進課へ下記メールアドレス宛に提出すること。

※電子メールの件名の先頭に「赤磐市地域公共交通計画調査業務に関する質問」と必ず記載すること。

※受付期間経過後の質疑及び指定した方法以外での質疑は一切受け付けない。

(3) 回答

公平性を保つため、令和4年4月28日（木）までに質問内容・回答内容のすべてE-mailで提案者全員へ行う。

なお、質問に対する回答は、本実施説明書及び仕様書等の追加事項又は修正事項とみなす。

(4) 提出先

赤磐市地域公共交通会議事務局（赤磐市総合政策部政策推進課政策企画班）

メールアドレス：[kikaku@city.akaiwa.lg.jp](mailto:kikaku@city.akaiwa.lg.jp)

## 6. 参加申込みの辞退

提案参加申込書の提出後に参加を辞退する場合は、辞退届（様式第6号）を令和4年5月13日（金）午後5時までに提出すること。

なお、辞退することによって、市との契約等に不利益な扱いをするものではない。

(1) 提出方法

持参又は郵送すること。

なお、持参の場合は、各日とも午前9時から午後5時までとする。ただし、市の休日を除く。

また、郵送の場合は、令和4年5月13日（金）午後5時必着とし、簡易書留に限る。

なお、封筒の表には本件プロポーザルに係る書類が入っていることがわかるように記載すること。

(2) 提出場所

〒709-0898 岡山県赤磐市下市344番地

赤磐市地域公共交通会議事務局（赤磐市総合政策部政策推進課政策企画班）

## 7. 企画提案書等の提出

(1) 提出書類及び作成要領

① 企画提案書（任意様式）

ア) 提出部数は、正本1部（押印したもの）副本6部及び電子データCD-ROM（PDF形式）とする。

イ) 提案内容は、評価検証の進め方について（工程、スケジュール、手順、広報等）、その他独自の提案事項について具体的に記述すること。

ウ) 提案書は、A4判で製本して提出すること。（A3判を使用する場合は、折り綴じること。）

② 見積書（任意様式）

ア) 提出部数は、正本1部（押印したもの）副本6部とする。

イ) 見積書に記載する金額は消費税及び地方消費税を含んだ金額とすること。また、費用の内訳明細も同時に作成し、添付すること。

(2) 提出期限

令和4年5月19日（木）まで

(3) 提出方法

持参又は郵送すること。

なお、持参の場合は、各日とも午前9時から午後5時までとする。ただし、市の休日を除く。

また、郵送の場合は、令和4年5月19日（木）午後5時必着とし、簡易書留に限る。なお、封筒の表には本件プロポーザルに係る書類が入っていることがわかるように記載すること。

(4) 提出場所

〒709-0898 岡山県赤磐市下市344番地

赤磐市地域公共交通会議事務局（赤磐市総合政策部政策推進課政策企画班）

(5) その他

参加申込書が提出期限までに到達しなかった者又は参加資格を有しない旨の通知を受けた者は企画提案書を提出できない。

## 8. 審査方法

提案参加者から提出された企画提案書について、選定審査会において提案者によるプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、審査は総合審査方式により行う。提案参加者からの提出書類、企画提案書、プレゼンテーションの内容及び見積書等を比較・検討し総合的に審査、採点することにより、最高点となった受託候補者1者を選定する。

なお、選定結果については、各提案者に通知し、選定された提案者を当該業務の受託者とする。

(1) プレゼンテーション実施予定日

令和4年5月24日（火）午後1時30分から  
※詳細については、提案参加者に別途通知を行う。

(2) プレゼンテーションの実施場所

赤磐市役所2階第2会議室

(3) プレゼンテーション

- ①プレゼンテーションの順番は企画提案書の受付順とする。
- ②プレゼンテーションは、本業務に携わる責任者及び担当者を含めて3名以内で行うものとする。
- ③プレゼンテーションの内容は企画提案書の説明等、各提案参加者の判断とする。なお、当日の資料追加は認めない。
- ④プレゼンテーションは企画提案書をもとに行うものとし、その旨企画提案書提出時に留意すること。
- ⑤プレゼンテーションの時間は30分（プレゼンテーション20分、質疑応答10分）以内とする。準備、片付けの時間は別途各5分とする。
- ⑥プレゼンテーションに際して、プロジェクター等資機材が必要な場合は、提案参加者で準備すること。
- ⑦プレゼンテーションは非公開とする。

#### (4) 審査基準等

以下の採点項目に基づき、審査を行う。

評価項目	評価内容	配点
(1) 業務実績及び業務実施体制	本業務と同種または類似の業務の受託実績は豊富か。 本業務を遂行するに十分な体制が確保されているか。	10
(2) 業務の実施方針	本業務の趣旨を理解し、具体的かつ実効性のある提案がなされているか。	20
(3) 調査分析内容	①各種調査分析結果等を計画案へ反映する考え方は妥当か。 ②赤磐市の公共交通に関する課題を踏まえた具体的で実効性のある提案がなされているか。 ③アンケート調査項目へ反映させることができるか。	30
(4) 追加提案	仕様書の内容に加え、有益な独自の追加提案があるか。	10
(5) 業務支援	赤磐市地域公共交通会議の開催支援、業務支援に関して有益な提案がなされているか。	5
(6) 業務工程表	業務工程、スケジュールについて、適切な提案がなされているか。	5
(7) プレゼンテーション	提案内容の説明、質疑応答において説得力のある説明かつ実現可能な提案であるか。	10
(8) 価格評価	見積価格は、提案内容を勘案して妥当であり、経費の内容が適切かつ明確であるか。	10
計		100

選定委員の各人の持ち点は均一で、各提案者に対し委員一人あたり100点満点として評価するものとし、評価による配点の合計を提案者ごとに単純集計して、その合計点により順位を決定する。

ただし、全選考委員の平均得点が60点に満たない場合は要求水準を満たしていないとみなして、受託候補者とししない。

#### (5) 審査基準等

審査結果は、提案参加者に対し、書面にて通知する。なお、個別の審査結果については非公表とし、審査結果に対する異議申し立ては認めない。

### 9. 失格

提案参加者が次に該当する場合は、失格とする。

- (1) 参加資格の要件を満たさなくなった場合
- (2) 企画提案書等、必要な書類をその提出期限内に提出しない場合
- (3) 提出書類等に虚偽及び不備があった場合
- (4) 見積額が提案上限額を超えている場合
- (5) プレゼンテーションに参加しなかった場合

(6) 審査終了までの間に、本市の指名停止の措置を受けた場合

## 10. 契約等

### (1) 契約方法

審査結果に基づき、赤磐市は選定された受託候補者と委託内容について協議し、随意契約により本業務委託契約を締結する。

### (2) 契約金額

受託候補者と示談により決定する。

なお、示談が成立しない場合は、次点者と契約交渉を行う。

### (3) 契約保証金

納付を要する。

(4) 本プロポーザルは、赤磐市地域公共交通計画調査業務に関する優先交渉権を付与するものであり、実際の契約締結に関しては、提案時の内容を尊重しつつも、双方協議調整のうえ確定するものとし、企画提案書の内容を一部変更する場合がある。

上記のほか、本業に係る契約手続きは、赤磐市財務規則（平成17年赤磐市規則第55号）に基づき行う。

## 11. その他

(1) 企画提案書作成等、本プロポーザル参加に要する費用は提案参加者の負担とする。

(2) 事故の発生等により必要と判断した場合、本プロポーザルの中止、延期又は取り消しをすることができる。この場合において、本プロポーザルに参加しようとする者に損害が生ずることがあっても市はその責を負わない。

(3) 提案参加者が1者の場合でも、本プロポーザルは成立し、その場合は、1者について審査した上で受託候補者として適当と認めた場合は、受託候補者に選定する。

(4) 提出書類に虚偽又は不正の記載があった場合は、参加申込書又は企画提案書を無効とする。

さらに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがある。

(5) 提出書類は返却しない。

(6) 提出後は、内容について追加・変更・差替は一切認めない。

(7) 提出された企画提案書等は、本プロポーザルの目的以外に使用しない。

(8) 提案における著作権等には十分注意した上で提案すること。万一これらに係る紛争等が発生した場合は、提案参加者の責任において解決すること。

(9) 応募のあった事業者名及び得点合計は審査結果公表時に公表する。

(10) 採点票及び提出された企画提案書の一部等は、赤磐市情報公開条例（平成17年条例第8号）に基づき第三者から公文書開示請求があった場合、情報公開請求の対象となる。ただし、本プロポーザル選考期間は、赤磐市情報公開条例第7条第5号の規定に基づき、開示の対象にはならない。

(11) 受託候補者の通知をもって本業務の受託を確約するものではない。

## 12. 日程

項目	日程
公募開始（公告日）	令和4年4月19日（火）
質問受付期限	令和4年4月26日（火）17時まで
質問回答期限	令和4年4月28日（木）
参加意向申出書期限	令和4年4月28日（木）17時まで
参加資格の審査・審査結果通知	令和4年5月6日（金）
企画提案書提出期限	令和4年5月19日（木）17時まで
審査（プレゼンテーション）	令和4年5月24日（火）
選考結果通知	令和4年5月26日（木）予定
契約締結	令和4年5月末

## 13. 担当部署（問い合わせ先）

〒709-0898

岡山県赤磐市下市344番地

赤磐市地域公共交通会議事務局（赤磐市総合政策部政策推進課政策企画班）

担当：和気

TEL：086-955-2692

FAX：086-955-1261

E-mail：kikaku@city.akaiwa.lg.jp